

燕市告示第 259 号

「クリーンセンター館野第一期最終処分場跡地における太陽光発電事業」
発電事業者公募の実施について（実施・公募要領）

「クリーンセンター館野第一期最終処分場跡地における太陽光発電事業」発電事業者の選定にあたり、公募型プロポーザル方式による事業者選定を実施します。

令和 4 年 6 月 29 日

燕市長 鈴木 力

1 事業の目的

近年、猛暑や豪雨被害など、地球温暖化が原因とされる気候変動による影響が深刻化しており、温室効果ガスの増加によって、今後、水害等の更なる頻発化・激甚化などが予想されています。

これを受け燕市では、2050 年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとすることを旨とする「燕市ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、その実現に向けた取組みを進めています。

本公募は、こうした取組みの一つとして、埋立処分の終了したクリーンセンター館野第一期最終処分場に太陽光発電施設を誘致し、市内での再生可能エネルギーの活用を更に推進するために行うものです。

2 公募概要

(1) 公募内容

自ら事業主体となり、太陽光発電施設の建設及び運営を行い、発電した電力を燕市内（公共施設を除く）に供給する事業企画案

(2) 太陽光発電施設の概要

ア 規模

1 メガワット以上

イ 建設場所

クリーンセンター館野第一期最終処分場（燕市館野字西 109 番地 1 他）

【貸付面積：32,300 m²】

ウ 完成及び稼働時期

令和 5 年度末までに稼働すること

エ 事業目的

発電した電力を小売電気事業者を通じて、燕市内へ供給することを基本とする

(3) 提示条件

- ア 建設場所は無償貸付（建設期間を除き 15 年更新）を予定しているが、燕市は事業期間中の建設場所の使用に関する一切の責任を負わないものとする。
- イ クリーンセンター館野については、第二期最終処分場が稼働中であることから建設及び運営にあたり貸付地以外の土地を使用する場合は、行政財産の目的外使用許可を受けなければならない。
- ウ 令和 5 年度末までに太陽光発電施設を稼働させること。
- エ 事業期間中における土地の維持管理に要する費用は、発電事業者が負担するものとする。
- オ 廃棄物と覆土（50 cm程度）の間に施工されている遮水シートを破らない施工方法とすること。
- カ 市補助金の交付、市税の減免などの優遇措置はない。
- キ 関係法令を遵守したものであること。
- ク 太陽光発電の発電量実績を市に報告すること。
- ケ 建設時においては、燕市内の事業者の活用に努めること。
- コ 太陽光発電所の運営にあたり、市民の雇用に努めること。
- サ 発電事業開始時までに発電事業者は燕市内に本社を有すること。
- シ 「廃棄物最終処分場等における太陽光発電の導入・運用ガイドライン」（環境省）を参考に処分場跡地の特徴に留意した提案を行うこと。

3 スケジュール

- | | |
|---------------|-------------------------|
| (1) 公募開始 | 令和 4 年 6 月 29 日（水） |
| (2) 参加申込書提出期限 | 令和 4 年 7 月 12 日（火） |
| (3) 企画提案書提出期限 | 令和 4 年 7 月 12 日（火） |
| (4) プロポーザルの実施 | 令和 4 年 7 月 19 日（火）の週を予定 |
| (5) 選定結果の公表 | 令和 4 年 7 月 25 日（月）の週を予定 |

4 応募資格

- (1) 応募者は、次のア、イの要件すべてを満たす企業とする。
 - ア 燕市において、太陽光発電施設の建設及び運営を実現することができる総合的な企画力、技術力、資金力及び経営能力を有していること。
 - イ 発電事業者が日本国内に本社を有すること。

- (2) その他、次のア～オのいずれにも該当しない企業
 - ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
 - イ 次の申立てがなされている者
 - (ア) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定による再生手続開始の申立て
 - (イ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項の規定による更生手続開始の申立て

- (ウ) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続開始の申立て
- ウ 燕市における建設工事等又は物品買入等に係る指名に関する規定に基づき、現に指名停止措置を受けている者
- エ 燕市税の滞納者
- オ 次に該当する者
- (ア) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 88 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員であると認められる者
- (イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- (ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- (オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

5 質疑応答の方法

本公募要領に関する質疑を次のとおり受け付け、燕市ホームページにおいて回答します。
なお、電話や来訪による口頭での質問や期限を過ぎた質問は受け付けません。

- (1) 提出様式 公募要領等に関する質問書（様式 1）
- (2) 提出期限 令和 4 年 7 月 6 日（水）午後 5 時（必着）
- (3) 提出方法 電子メールにより提出してください。
なお、送信後に電話での着信確認を行ってください。
- (4) 提出先 〒959-0295 燕市吉田西太田 1934 番地
燕市 市民生活部 生活環境課 環境政策係
電話：0256-77-8167 FAX：0256-77-8208
E-mail：kankyo@city.tsubame.lg.jp
- (5) 回答日 令和 4 年 7 月 8 日（金）

6 参加申込書の提出

本公募に参加を希望される場合は、次のとおり参加申込書を提出してください。

- (1) 提出様式 参加申込書（様式 2）
- (2) 提出期限 令和 4 年 7 月 12 日（火）午後 5 時（必着）
- (3) 提出方法 電子メールにより提出してください。
なお、送信後に電話での着信確認を行ってください。
- (4) 提出先 5 の（4）に同じ

7 企画提案書の提出

- (1) 提出書類 企画提案書（様式3）を7部（正1部、副6部）提出してください。
- (2) 提出期限 令和4年7月12日（火）午後5時（必着）
- (3) 提出方法 持参又は郵送により提出してください。
※ 持参される場合は、業務時間内（平日の午前9時～正午、午後1時から午後5時）にお越しください。
※ 郵送される場合は、書留、その他の到達を確認できる方法にしてください。
- (4) 提出先 5の（4）に同じ

8 審査方法等

- (1) 審査方法 第1次審査（書類審査）、第2次審査（プレゼンテーション）
- (2) 期日 第1次審査：令和4年7月14日（木）予定
第2次審査：令和4年7月19日（火）の週を予定
- (3) 会場等 第2次審査の時間・会場等は、第1次審査を合格した者に対して別途通知します。

(4) 審査基準

第1次審査

応募事業者の資格を審査し、書面内容に不備がないこと、公募要領に定める事項を満たしていることを審査します。

第2次審査

第1次審査を合格した者に対して、次の観点に基づき、評価を実施します。

評価項目	評価内容	配分
① 実現性	事業費、事業収支の妥当性や資金調達計画など	45
② 継続性及び安定性	事業の存続性や建設・運営・電力供給に関する実施体制など	60
③ 建設工法	工法の適当性や発電システムの能力など	40
④ 地域への貢献	燕市への事業効果、発電電力の市内への還元性や市内経済への波及効果、市内産業との連携など	125
⑤ コンセプト及び特性	事業コンセプトの具体性、その他独自性など	30

(留意事項)

- ① プレゼンテーションは、企画提案書等に記載された内容（文章、図、表、画像及びスケッチ等）の範囲内で、拡大用紙、パネル及びプロジェクターを利用した投影資料等を使用して行ってください。
 - ② 市において、パソコン、プロジェクター及びスクリーンを用意するので、パソコン、プロジェクター及びスクリーンを利用する場合は、企画提案書等提出期限日までに、市民生活部生活環境課宛てに利用する旨を連絡し、資料の電子データを提出してください。
- (5) 審査委員 有識者、市担当等の6名程度を予定

9 発電事業者の選定及び審査結果の通知

- (1) 市は、審査委員の意見を踏まえ、最上位者を発電事業者としての交渉相手とします。
ただし、当該応募者に事故等があり、協定締結が不可能となった場合は、次点の応募者を特定し交渉相手とします。
なお、建設場所に係る賃借契約は、別途実施します。
- (2) 結果は、企画提案書を提出した者に書面で通知します。
なお、審査結果に対する異議を申し立てることはできません。

10 その他

- (1) 応募者は、複数の提案を行うことはできません。
- (2) 参加申込書及び企画提案書の作成、提出等に要する費用は、応募者の負担とします。
- (3) 提出された書類等は返却せずまた、事業者選定にあたりコピー・配布を行う場合があります。
- (4) 電子メール等の通信事故については、燕市はいかなる責任も負いません。
- (5) 本公募に電力会社は関与していません。系統連系について、電力会社への申し込みは発電事業者が行うものとします。
- (6) 館野第一期最終処分場の現地確認が必要な場合は、令和4年7月6日（水）午後5時までに電子メールによりお問い合わせください。

11 問い合わせ先

燕市役所 市民生活部 生活環境課 環境政策係
電話：0256-77-8167 FAX：0256-77-8208
E-mail：kankyo@city.tsubame.lg.jp